

宮古の役人の冠・衣服・人生儀礼の規定

砂川 玄正（宮古島市立図書館々長）

はじめに

宮古島市総合博物館に「黄冠と黒朝（クルチョー）の官衣」が所蔵されている。平成16年8月に下地町与那覇にお住まいの池村豊丸氏から寄贈されたものである。納屋を片付けていたら色々なものが出てきたとのことで、その中に円柱形の木箱があった。その木箱を開けて見ると、木箱の中には黄冠と黒朝が保管されていて、黄冠はほぼ完全な形を保ち、黒朝は畳まれたまま上下がくっつき朽ちたような状態になっていた。「完形を保った黄冠・官衣の黒朝」という貴重な資料を得て、「ウオー、すごい資料が見つかった」と思わず声を上げたものだ。そして、下地間切の与那覇村にも土族がいてその系統から役人になった人物がいたのだろうと思ったのだが、後日、池村氏に家系を詳しく聞くと土族の系統でなく百姓の系統である。何故、百姓の家系に「黄冠・黒朝」の冠衣が残されているのか疑問に思いつつそのままにしていた。

ある日、『琉球国由来記』の中に「冠の制」に関する史料を確認し、その史料を通して、位階に応じて黄色・赤色・青色の冠が着用されていたことが解ったが、それは頭や首里大屋子・与人・目差等の役人に適用されたもので、疑問を解くには至らなかった。しかし、記憶の片隅に王府の表彰規定の条項を見た覚えがあり、その記憶をたどって『沖縄県旧慣地方制度』『宮古島諸締帳（抄）』『位階制』等を黙読し、2・3の条項を確認するに及んで漸く疑問を解くことができた。

『沖縄県旧慣地方制度（明治26年）』は「諸役人並び若文子・仮若文子・柚山筆者・同仮筆者・耕作筆者、又は無役の者からも勲功ある者は叙位の願書を王府の物奉行へ提出すること。百姓位は5百人に1人の割を以て各村の頭高（正人数）に応じて叙位する規定なので、勲功帳を2通作成して、1通は物奉行へ送付・1通は藏元に保管して、各座から叙位願書が廻ってきた時は、右帳と照合の上、物奉行へ具申すること」と記し、『位階制（1732年）』は「両先島の村役並びその他の者でも、村所の為に精を入れて働き、百姓を励まして有り付かせた者は、25歳以上は赤八巻、35歳以上は筑登之座敷、45歳以上は黄八巻を、位階ごとに村の為に苦勞を重ねた者から見合わせて位階を越えない様に下されるべきこと」と記している。即ち、百姓でも村の為に精力的に働き、村人を励まして生活できるように尽力した功勞者には、王府から褒賞がなされ年齢に応じて赤冠・黄冠などが授けられたということである。

池村氏から寄贈された冠は黄冠であることから、同氏の先祖に「45才以上の頃、与那覇村の為に懸命に働いて功績を立て、王府から褒賞されて黄冠・黒朝を授けられた人物がいた」ということになる。それがいつのことかは定かでないが、「子年飢饉（1852年）」の後、1855・56年頃から1860年頃にかけて、各村とも役人と百姓とが一丸となって原野・休耕地・乾田等を精力的に開墾し、有用作物などを増産して疲弊した村を復興させていく。その時、多くの士

族の子弟や百姓が王府から褒賞を受けている。おそらく池村氏の先祖もその内の一人だっただろうと思いを廻らし、村の復興に尽力した当時の人々に敬意を表する思いでいる。

ともあれ、この項では寄贈された赤冠・黒朝の疑問を解くために黙読した『琉球国由来記』や『位階制』・『宮古島諸締帳(抄)』・『沖縄県旧慣地方制度』の中から、近世時代の宮古の「冠の規定・官衣の規定・人生儀礼等に於ける守達事項」等を纏めて紹介し、当時の役人士族等の公私にわたる生活の一端を明らかにしたい。

1. 宮古の役人の冠(八巻)の規定

冠(八巻)の規定

(1713年時点)

①平良大首里大屋子・下地大首里大屋子・砂川大首里大屋子は、筑登之座敷^{つくどうんざしき}を有し、黄色の冠を着用した。

②横目^{よこめ}2人、友利首里大屋子・狩俣首里大屋子・伊良部首里大屋子・松原首里大屋子・多良間首里大屋子の5人は、筑登之座敷を有し、以前は赤色の冠を着用していたが、1713年以降は黄色の冠となった。これらの役人は離島や村々の公事^{しよしよ}を所掌した。

③与人役^{ゆんちやく}(17か村)は、筑登之座敷を有し、赤色の冠を着用した。この与人役は村々の公事を所掌した。

④藏元筆者4人(大目差^{うぶみざす}・大筆者^{うぶびっしや}・脇目差^{わきみざす}・脇筆者^{わきびっしや})・各村の目差^{みざす}(目差22人)は、与人の属役で、昔は黒の冠を有していたことが王府の御双紙に見えるが、1713年時点では青色の冠・1732年以降は、目差は青色の冠・藏元筆者は赤色の冠となった。

⑤藏元の若文子^{わかくご}・横目筆者^{よこめびっしや}共は、皆、無冠であった。

(1732年時点)

①両先島の諸役人は、年齢に構わず、頭役座敷・首里大屋子は黄色の冠、筑登之座敷の与人・大目差から脇筆者までは赤色の冠、役務の位の順に応じて冠を受けられた。頭以外で勢頭座^{せとぎ}以上座敷^{ざしき}までの位を授ける場合は、島中の働き者から抽出し、吟味した上で順々に位が授けられた。

②両先島の諸役人の他、村所の為に苦勞した者は、毎年、能々、調べて、30歳以上は青色の冠か赤色の冠、40歳以上は筑登之座敷、50歳以上は黄色の冠を、その働きの苦勞に見合わせ、位階を越えない様に授けられた。その際、位衆が数多くなつては支障がでるので、男の頭数5

百人に1人づつの例を以て位階・冠が授けられた。

③両先島の村役並びその他の者でも、村所の為^に精を入れて働き、百姓を励まして食に有り付かせた者は、25歳以上は赤色の冠、35歳以上は筑登之座敷、45歳以上は黄色の冠と、位階ごとにその苦勞を重ねた者から見合わせ、位階を越えない様に冠が授けられた。但し、勲功の品(内容)によっては、吟味の上、勢頭座までの位階を授けられることもあった。

※参考「品定」(位階=地位・身分の序列)

<small>つくどうんざしき</small> 筑登之座敷	<small>つくどうん</small> 筑登之	<small>わかさどうぬし</small> 若里之子	<small>さどうぬし</small> 里之子	<small>つくどうんへーちん</small> 筑登之親雲上	<small>さどうぬしへーちん</small> 里之子親雲上	<small>せどざしき</small> 勢頭座敷	<small>せど</small> 勢頭
縦9品	正9品	縦8品	正8品	縦7品	正7品	縦6品	正6品

史料1「冠の規定」(1713年時点)

宮古島

一、平良大首里大屋子・下地大首里大屋子・砂川大首里大屋子(三員頭役、先比、稱大首里大屋子。有黄冠・筑登之座敷、至于今、有叙座敷之人也。)

訳・平良大首里大屋子・下地大首里大屋子・砂川大首里大屋子(3人とも頭役、先頃から大首里大屋子と稱す。黄冠・筑登之座敷を有す。今に至るも座敷の叙位を有する者である。)

一、横目(二員)、友利首里大屋子・狩俣首里大屋子・伊良部首里大屋子・松原首里大屋子・多良間首里大屋子(五員、此役先比、有赤冠筑登之座敷。至于今、有黄冠也。)掌 離島村々公事也。

訳・横目2人・友利首里大屋子・狩俣首里大屋子・伊良部首里大屋子・松原首里大屋子・多良間首里大屋子の5人、此の役は先頃は赤冠・筑登之座敷を有していた。今に至り黄冠を有する也。離島・村々の公事を所掌する也。

一、宮国與人・東中宗根與人・砂川與人・池間與人・島尻與人・荷川取與人・佐和田與人・久貝與人・来間與人・川満與人・西中宗根與人・新里與人・下里與人・洲鎌與人・与那覇與人・塩川與人・上地與人(十七員。此役赤冠。至于今、有筑登之座敷。掌村々公事。)

訳・宮国与人・東中宗根与人・砂川与人・池間与人・島尻与人・荷川取与人・佐和田与人・久貝与人・来間与人・川満与人・西中宗根与人・新里与人・下里与人・洲鎌与人・与那覇与人・塩川与人・上地与人(17人。此の役は赤冠である。今に至り筑登之座敷を有する。村々の公事を所掌する。)

一、大目差・大筆者・脇目差・脇筆者（四員、御藏元筆者也。）、島尻目差・新里目差・来間目差・川満目差・水納目差・伊良部目差・荷川取目差・久貝目差・東中宗根目差・西中宗根目差・砂川目差・友利目差・與那覇目差・多良間目差・池間目差・狩俣目差・上地目差・宮國目差・佐和田目差・洲鎌目差・下里目差・松原目差（二十二員。此與人之属役、青冠也。往古八黒八巻モ為有之由、王府御双紙二見ヘタリ。此外、御藏許若文字、有十八人。横目筆者一人。皆無冠也）。

訳、大目差・大筆者・脇目差・脇筆者（4人は藏元筆者である。）、島尻目差・新里目差・来間目差・川満目差・水納目差・伊良部目差・荷川取目差・久貝目差・東中宗根目差・西中宗根目差・砂川目差・友利目差・与那覇目差・多良間目差・池間目差・狩俣目差・上地目差・宮国目差・佐和田目差・洲鎌目差・下里目差・松原目差（目差22人。目差は与人の属役で青冠である。昔は黒八巻を有していたことが王府の御双紙に見える。これらの他、蔵許の若文字18人。横目筆者1人は、皆、無冠である）。

【琉球国由来記】（1713年）

史料2「位階制」（1732年時点）

一、両先島諸役人之儀、歳割無構、頭役座敷・首里大屋子黄八巻、与人筑登之座敷・大目差ヨリ脇筆者迄赤八巻、役務之位順々可被下候。頭役之外江勢頭座以上座敷迄之位被下儀ハ、島中抽相働候ものハ、吟味之上、順々可被下事。

訳・両先島の諸役人の儀、年齢に構わず、頭役座敷・首里大屋子は黄八巻、筑登之座敷の与人・大目差より脇筆者までは赤八巻、役務の位の順に応じて八巻を下されるべきこと。頭役以外へ勢頭座以上座敷までの位を下される場合は、島中の働き者より抽出し、吟味の上、順々に下されるべきこと。

一、同島諸役人之外、村所之為ニ苦勞いたし候ものハ、毎年能々相しらへ、三拾歳ヨリ青八巻赤八巻之間・四拾歳ヨリ筑登之座敷・五拾歳ヨリ黄八巻、皆共其働之苦勞見合、階越不仕様ニ可被下候。然とも位衆余多罷成候而ハ差支候間、男頭五百人ニして一人ツツ之例を以相記可被下事。

訳・両先島の諸役人の他、村所の為に苦勞した者は、毎年、能々、調べて、30歳以上は青八巻か赤八巻、40歳以上は筑登之座敷、50歳以上は黄八巻、皆共その働きの苦勞を見合わせ、階級を越えない様に下されるべきこと。しかし、位衆が数多くなつては支障があるので、男の頭数500人に1人ずつの例を以て記載して下されるべきこと。

一、同島役々之人并其外之者二而も、村所之為入精相働百姓引起有付させ候者ハ、式拾五歳ヨリ赤八巻・三拾五歳ヨリ筑登之座敷・四拾五歳ヨリ黄八巻、階毎二其苦勞相重候ものヨリ見合、階越不仕様ニ可被下候。尤勲功之品ニヨリ、吟味之上、勢頭座迄被下儀も可有之事。

訳・両先島の村役並びその他の者でも、村所の為に精を入れて働き、百姓を励まして食に有り付かせた者は、25歳以上は赤八巻、35歳以上は筑登之座敷、45歳以上は黄八巻と、位階ごとにその苦勞を重ねた者から見合わせ、位階を越えない様に下されるべきこと。尤も勲功の種類により、吟味の上、勢頭座まで下されることもこれあるべきこと。

『位階制』（1732年）

史料3「藏元ニ於テ取扱ノ事項」

1、諸役人並び若文字・仮若文字・杣山筆者・同仮筆者・耕作筆者、又は無役の者からも、勲功ある者は叙位の願書を王府の物奉行へ提出すること。

1、「百姓位は五百人に一人の割を以て各村の頭高（正人の数）に応じて叙位する規定」なので、勲功帳を二通作成して、一通は物奉行へ送付・一通は藏元に保管して、各座から叙位願書が廻ってきた時は、右帳と照合の上、物奉行へ具申すること。

『沖縄県旧慣地方制度』（明治26年）

2. 宮古の役人の衣服

衣服の規定

①頭3人は、夏は15升以下の苧麻布・冬は12升以下の木綿布を着用し、緞子（練った絹で織った厚いつやのある織物）以下の大帯・細帯・掛子（「襦袢＝柔らかい下着」の上から着るもの）を着用した。

②首里大屋子・惣横目は、夏は14升苧麻布・冬は11升以下の木綿布を着用し、緞子以下の大帯・掛子を着用、細帯・絹布の使用は禁止された。

③与人・奉公人の位衆・藏筆者（大目差・大筆者・脇目差・脇筆者）・目差までは、夏は14升以下の苧麻布・冬は11升以下の木綿布を着用し、紗綾（模様入りの薄い絹布）以下大帯・掛子を着用、細帯・絹布の使用は禁止された。

④若文字・杣山筆者・耕作筆者・無役奉公人は、夏は12升以下の苧麻布・冬は10升の木綿布を着用し、大帯・細帯・掛子は木綿布を使用、その他、絹布の使用は禁止された。

⑤衣裳の様子は、頭以下与人までは軽易な縦横の結切、藏筆者以下無役奉公人までは縦か横の一方の結切までが許可された。

⑥頭以下奉公人まで、平日に紺地くんじの衣裳を着用すると経費がかかるので、儉約のため、平日は浅地あさじ・白地しろじなどを着用し、紺地の衣裳は特別な時に着用した。

⑦衣裳の形付はヘン地・朱地のカエシ形で染め分け、チラシ形の類は一切禁止された。

⑧頭以下役人の妻共は絹布を使用して分不相応ということで、頭以下役人・末々の妻まで分限に応じて、木綿布もめんふ・苧麻布ちよまふを着用することとし、模様については軽易な結切までを許可し、絹布類の使用は厳しく禁止された。

⑨百姓の位衆は、大帯・細帯・掛子とも絹布の使用は禁止された。内、座敷・勢頭座までは紗綾あや以下の絹布・大帯の着用は許可され、長巾ちようきんは絹布・紅花染とも禁止された。

⑩女は袴はかまを着用する規定であるが、それを守らず、大方の女が裙も（下半身を取り巻く布）を着用しているととのことで、全ての女に袴を着用させる様に取り締りを強化した。それでも違背した者がある場合には、当人は勿論・親・兄・夫にも科料が課せられた。

史料4「衣服定」

一、頭役之義、冬ハ拾二柵ヨミ以下木綿布・夏ハ拾五柵ヨミ以下之苧布着用、緞子以下大帯・細帯・細帯・掛子免許之事。

訳・頭役は、冬は12升以下の木綿布もめんふ・夏は15升以下の苧麻布ちよまふを着用し、緞子どんす（練った絹で織った厚いつやのある織物）以下の大帯・細帯かけん・掛子じゅばん（「襦袢＝柔らかい下着」の上より着るもの）の着用を許可する。

一、首里大屋子・惣横目、冬ハ拾壹柵以下木綿布・夏ハ拾四柵苧布着用、緞子以下之大帯・掛子免許、細帯絹布相用候儀禁止之事。

訳・首里大屋子・惣横目は、冬は11升以下の木綿布・夏は14升の苧麻布を着用し、緞子以下の大帯・掛子の着用は許可、細帯・絹布の着用は禁止のこと。

一、與人以下奉公人之位衆并蔵筆者・目差迄、冬ハ拾一柵以下木綿布・夏ハ拾四柵以下苧布着用、紗綾以下之大帯・掛子免許、細帯絹布相用候儀禁止之事。

訳・與人以下奉公人の位衆・蔵筆者・目差まで、冬は11升以下の木綿布・夏は14升以下の苧

麻布を着用し、紗綾きあや以下の大帯・掛子は許可、細帯・絹布の使用は禁止のこと。

一、若文子・杣山筆者・耕作筆者并無役奉公人共、冬ハ拾柵木綿布・夏ハ拾二柵以下之苧布着用、大帯・細帯・掛子木綿布相用、其外絹布相用候儀召留候事。

訳・若文子わかてくこ・杣山筆者・耕作筆者・無役奉公人は、冬は10升の木綿布・夏は12升以下の苧麻布を着用し、大帯・細帯・掛子は木綿布を使用し、その他、絹布の使用は禁止すること。

一、衣裳模様之儀、頭以下與人迄手安堅横之結切、蔵筆者以下無役奉公人迄堅横一方結切迄、免許之事。

訳・衣裳模様いしやうもようの儀、頭以下與人までは軽易な縦横むすびまじりの結切、蔵筆者以下無役奉公人までは縦か横の一方の結切まで、許可のこと。

一、頭以下奉公人迄、平日紺地衣裳致着用候テハ入料相増儉約之詮立兼候間、平日ハ浅地白地之等致着服、紺地衣裳ハ格立候節々可致着用事。

訳・頭以下奉公人まで、平日に紺地の衣裳を着用しては経費も増して儉約も出来かねるので、平日は浅地あさじ・白地などを着服し、紺地くんじの衣裳は特別な時に着用すべきこと。

一、衣裳形付之儀、ヘン地朱地カヘシ形染分ケ、チラシ形之類一切禁止之事。

訳・衣裳いしやうの形付は、ヘン地・朱地のカヘシ形で染め分け、チラシ形の類は一切禁止のこと。

一、頭以下役々妻之儀、絹布等相用分限不相応之至甚不宜候間、頭以下役々末々之妻子迄、各分限二応シ、木綿布・苧布致着用、尤、模様之儀ハ手安結切迄差免、絹布類相用候儀、堅差留候事。

訳・頭以下役人の妻の儀、絹布などを使用し分限不相応で甚だ宜しくないので、頭以下役人末々の妻子まで、各々、分限に応じて、木綿布・苧麻布を着用すること。尤も模様については軽易な結切までを許可し、絹布類の使用は堅く禁止のこと。

一、百姓之位衆、大帯・細帯・掛子共絹布相用候儀、令停止候事。

附一、座敷・勢頭座迄、紗綾以下之絹布・大帯令免許候也。

一、長巾之儀、絹布并紅花染相用候儀、召留候也。

訳・百姓の位衆は大帯・細帯・掛子とも絹布の使用は禁止すること。

附1、座敷・勢頭座までは、紗綾以下の絹布・大帯を許可する。

1、長巾は、絹布・紅花染の使用は禁止する。

一、女人共袴致着候様ニト之儀ハ、跡々ヨリ被申渡置候処、其守違無之、多分裾致着候者罷在由如何之事候間、一統袴令着用候様屹ト取締、自然、違背之者有之候ハバ当人ハ勿論親兄夫ニモ屹ト其科可申付事。

訳・女人共へは袴を着用する様に以前から申し渡してあるが、それを全く守らず、大方が裾を着用しているとのこと。如何なことか。全員袴を着用させる様に必ず取り締り、それでも違反した者がある場合には当人は勿論、親・兄・夫にも必ずその科を申し付けるべきこと。

3. 役人・士族の人生儀礼に関する守違事項

守違事項

[誕生祝・川下の祝]

① 頭以下無役の奉公人まで、嫡子の誕生祝・川下の祝（生まれて7日目に川下の祝をする。川水を汲んで沐浴させる故である）の時、招く客やご馳走は元服と同様に行うこと。次男以下の誕生の時には、家内人数だけで茶々請で川下の祝を一度行い、右の他、四日祝・十日祝と称して度々のお祝いを行うことは堅く禁止すること。

附、困窮の者は嫡子であっても家内人数だけで茶々請を以てお祝いすべきこと。

※茶々請＝お茶と茶請（方言でチョウキ＝菓子・油味噌の類）

[皿立（三歳）の祝]

① 童子の皿立（3才の年末に頭髪を立てる祝）と称して、特別に出費を重ね、お祝いを行う者もいる。宜しくないで家内人数だけで吸物を以て祝うべきこと。

[元服の祝]

◎元服の時は下記の条項の通り守るべきこと。

① 頭以下目差役までの嫡子は、祖父・母親・親子・兄弟・伯父父・伯父母・甥姪・舅・姑・婿までを招き、ご馳走は立着1・吸物1・酒。若文字・無役奉公人の嫡子は、親子・兄弟まで招き、茶々請・吸物1。頭以下奉公人までの次男以下は、家内人数だけを招いて茶々請でお祝いすること。

附・困窮の者は烏帽子親の所で形だけでもお祝いすべきこと。

② 烏帽子親は鈴1双を持参すること。

※烏帽子親＝元服の時、烏帽子をかぶせ、自分の名の一字を与えた烏帽子名をつける人。
烏帽子名＝元服の時、幼名を改めて別につけた名。これが実名となる。

③ 「三日祝」と称して、堤重箱つつみじゅうばこを持参し烏帽子親へ贈るのは不相応なので、堅く禁止すべきこと。

〔婚礼の祝〕

◎婚礼の時は下記の条項の通り守るべきこと。

① 客人としては、祖父母・親子・兄弟・伯叔父おじ・伯叔母おば・甥姪おいめい・孫・舅姑・婿までとし、なるべく人数を減少して招待すべきこと。附・困窮の方は親子兄弟までの招待で済ますべきこと。

② ご馳走方については、頭以下無役の奉公人まで、肴・吸物1・酒1・汁2・菜1の料理を差し出すこと。尤も財力の乏しい方は吸物までにて済ますべきこと。附・女の客へは吸物を出し、肴・酒を馳走することは、一切、禁止すべきこと。

③ 婿入の時、頭以下無役の奉公人までのご馳走方は、前条と同様である。尤も財力の乏しい方は、軽く休憩させるだけでもよい。

④ 婿や同心人への引出物は扇子2本ずつ進呈すべきこと。

⑤ 婚礼の日、婿入の儀式が済むと、カタイチャカタイ（親類の者達）と称して、婿嫁双方から2人ずつ出て、両家において盛大に酒盛する習俗がある。宜しくないのので、肴を出し、吸物1・酒1を一通り馳走すること。尤も女方のカタイチャちそう（親類の者）へは茶と茶請を出し、軽く休憩させてご馳走すること。その他は一切禁止する。

⑥ 婚礼の時、男女とも帰宅の際に友人等を家に連れてきて酒盛することは宜しくないのので一向、禁止すべきこと。

⑦ 婚礼の時、夫方から女方へ穀物・諸品を過分に贈り、分限不相応に出費している。宜しくないのので、祝料として米・粟・麦の内、頭かしらは2俵・首里大屋子以下目差までは1俵・若文子・無役奉公人は2斗先、百姓は1斗先を贈り、その他、品物を贈ることは、一向、禁止すべきこと。

⑧ 婚礼の時、祝酒の他にも財力により10本余も夫方から女方へ差し贈る習俗で、過分の造

作に及び宜しくないので禁止してあるが、昔からの旧例でその通りにはいかないので、祝酒2本を贈り、その他は堅く禁止すべきこと。

⑨ 婚礼の時、女の方から婿の衣裳・夏冬の着物を過分に贈り費用をかけている。宜しくない
ので、モノム（白木綿しろもめんの襦袢じゅばんと禪代用さんだいようのステテコ＝礼服）衣裳として袷衣あわせ・袴はかま・白下着の内、
1長巾までを贈り、その他は一切禁止すべきこと。尤も財力の乏しい方は員数を減少するか、
又は全く贈らなくてもよい。

⑩ 本文の衣裳を持参する時アン餅を贈ることは、一切、禁止すべきこと。

⑪ 右の衣裳を縫う時に由緒ある方を招いて造作することは禁止する。家内人数で縫い調える
べきこと。

⑫ 婚礼の時、「三日祝」と称して双方の親姉妹が寄り集まって祝儀をすることは、宜しくな
いので必ず禁止すべきこと。

史料5「儉約定」

『宮古島諸締帳（抜粋）』

〔婚礼の祝〕

一、婚礼之時左條之通可相守事。

訳・婚礼の時は左条の通り相守るべきこと。

一、客人之儀、祖父母・親子・兄弟・伯叔父母・甥姪・孫・舅姑・婿迄可成程減少ニテ可相招
事。

附・困窮の方ハ親子兄弟迄ニテ可相済候也。

訳・客人は、祖父母・親子・兄弟・伯叔父・伯叔母・甥姪・孫・舅姑・婿までとし、なるべく
人数を減少して招待すること。

附・困窮の方は親子兄弟までの招待で済ますべきこと。

一、馳走方之儀、頭以下無役奉公人迄、立肴・一吸物・一酒・二汁・一菜之料理差出、尤、財
力薄方ハ吸物迄ニテモ可相済事。

附・女客へ吸物取肴酒致馳走候儀、一向可召留候也。

訳・ご馳走については、頭以下無役奉公人まで、立肴・1吸物・1酒・2汁・1菜の料理を差し出すこと。尤も財力の乏しい方は吸物までにて相済ますべきこと。

附・女の客へは吸物を出し、肴・酒を馳走することは、一向、禁止すべきこと。

一、聳入之時、頭以下無役奉公人迄馳走方前条同断。尤財力薄方軽休ニテモ不苦候事。

訳・婿入の時、頭以下無役奉公人までのご馳走方は前条と同じである。尤も財力の乏しい方は、軽く休憩させるだけでもよい。

一、聳并同心人へ引出物之儀、扇子二本宛可相進事。

訳・婿や同心人への引出物は扇子二本ずつ進呈すべきこと。

一、婚礼之日聳入之規式相済候者、カタイチャト申双方ヨリ二人宛罷出、於両家段々致酒盛候習俗有之。不宜候間、取肴・一吸物・一酒、一篇馳走致シ、尤女カタイチャへハ茶々請軽休致馳走。其外一切可差留事。

訳・婚礼の日、婿入の儀式が済むと、カタイチャ（婿嫁の親類の者）と申して、婿嫁双方から2人ずつ出て、両家において盛大に酒盛する習俗がある。宜しくないの^{ちやうけ}で、肴を出し、吸物1・酒1を一通り馳走すること。尤も女方のカタイチャへは茶と茶請を出し、軽く休憩させて馳走すること。その他は一切禁止すべきこと。

一、同時、女男帰宅之砌、朋輩中相揃引参致酒盛候儀不宜候間、一向可召留事。

訳・婚礼の時、男女とも帰宅する際に友人等を家に連れてきて酒盛することは宜しくないので、一向、禁止すべきこと。

一、同時、夫方ヨリ女ノ方へ穀物諸色過分相贈分限不相応ニ致物入不宜候間、祝料トシテ米粟麦之間、頭二俵・首里大屋子以下目差迄一俵、若文子・無役奉公人二斗先・百姓壹斗先相贈、其外品物差遣候儀一向差留候事。

訳・婚礼の時、夫方から女の方へ穀物・諸品を過分に贈り、分限不相応に出費いたし、宜しくないの^{ちやうけ}で、祝料として米・粟・麦の内、頭は2俵、首里大屋子以下目差までは1俵、若文子・無役奉公人は2斗先、百姓は1斗先を贈り、その他の品物を贈ることは、一向、禁止すべきこと。

一、同時、祝サキ之外、財力次第拾本余モ夫方ヨリ女方へ差贈候習俗ニテ、過分及造作不宜候付一向差留候得共、往古ヨリ之旧例其通ニテハ可致不安候間、祝サキ二本ヲ相贈其外堅可召留事。

訳・婚礼の時、祝酒の他に財力次第で10本余も夫方から女方へ差し贈る習俗で、過分の造作に及び宜しくないので禁止してあるが、昔からの旧例でその通りだと不安も出てくるので、祝酒2本を贈り、その他は堅く禁止すべきこと。

一、同時、女之方ヨリ、髻之衣裳・夏冬之着物、過分相贈及造作不宜候間、モノム衣裳トシテ袷衣・袴・白下着之間一長巾迄相贈、其外一向可召留、尤財力薄方ハ員数減少又ハ一切不相贈候テモ不苦候事。

附

一、本文之衣裳相持候時アン餅相贈候儀、一切可召留候事。

一、右縫方之時由緒方相招致造作候儀一切召留、家内人数ニテ可縫調候事。

一、同時、三日祝ト申双方之親姉妹寄合致祝儀候由、不宜候間、屹ト可召留事。

訳・婚礼の時、女の方から婿の衣裳・夏冬の着物を過分に贈り費用をかける。宜しくないの
で、モノム（白木綿しろもめんの襦袢じゅばんと袴ふんどし代用のステテコ＝礼服）衣裳として袷衣・袴・白下着の内、1
長巾までを贈り、その他は一向禁止すべきこと。尤も財力の乏しい方は員数を減少し、または
全く贈らなくてもよい。

附

1、本文の衣裳を持参する時、アン餅もちを贈ることは、一切、禁止すべきこと。

1、右の衣裳を縫う時、由緒ある方を招いて造作することは禁止する。家内人数で縫い調えるべきこと。

1、婚礼の時、三日祝と称して双方の親・姉妹が寄り集まり祝儀を行うとのこと。宜しくない
ので必ず禁止すべきこと。

〔元服の祝〕

一、元服之時左條之通可相守事。

頭以下目差迄之嫡子ハ、祖父・母親・兄弟・伯叔父母・甥姪・舅姑・髻迄相招、馳走方ハ立肴一・吸物一・酒、若文子・無役奉公人之嫡子ハ親子・兄弟迄ニテ茶々請・吸物一、頭以下奉公人迄次男以下ハ家内人数計茶々請ニテ可相祝事。

附・困窮方ハ烏帽子親之所ニテ規式迄ニテモ可相濟候也。

訳・元服の時は左条の通り守るべき事。

頭以下目差役までの嫡子は、祖父・母親・兄弟・伯叔父母・叔母・甥・姪・舅姑・婿までを招き、ご馳走は立肴1・吸物1・酒。若文字・無役奉公人の嫡子は、親子・兄弟までを招き、茶々請・吸物1。頭以下奉公人までの次男以下は、家内人数だけを招いて茶々請でお祝いすること。

附・困窮の者は、烏帽子親えぼしおやの所で形式的にでもお祝いすべきこと。

※伯叔父母＝伯父・伯母・叔父・叔母のこと。

※伯父＝父母の兄・父母の姉の夫。 ※伯母＝父母の姉・父母の兄の妻。

※叔父＝父母の弟・父母の妹の夫。 ※叔母＝父母の妹・父母の弟の妻。

一、烏帽子親ヨリ錫一双持参之事。

訳・烏帽子親すずは錫1双を持参すること。

一、三日祝トシテ堤重持参烏帽子親致取替候儀、相応不致候間、堅ク可差留事。

訳・三日祝つつみじゅうばこと称して堤重箱を持参し烏帽子親と交換するのは不相応なので、堅く禁止すべきこと。

一、童子皿立さらたてい(※三才ナル年末ニ頭髮を立てる祝ナリ)トシテ取立致造作候方モ有之、不宜候間、家内人数吸物迄ニテ可祝事。

訳・童子の皿立さらたてい(3才の年末に頭髮を立てる祝)と称して、特別にお祝いを行う者もいる。宜しくないのでは家内人数だけで吸物を以て祝うべきこと。

一、頭以下無役奉公人迄、嫡子誕生川下祝之時、客人并馳走方前條元服祝同然、次男以下誕生ノ時ハ家内人数計茶々請けニテ川下一度相祝、右外四日・十日之祝トシテ度々致造作候儀、堅可召留事。

附・困窮の方ハ嫡子タリトモ家内人数計茶々請ニテ可相祝候也。

訳・頭以下無役奉公人まで、嫡子の誕生かわしも・川下の祝(生まれて7日目に川下の祝をする。川水を汲もくよくんで沐浴させる故である。)の時、招く客やご馳走は元服祝と同様に行うこと。次男以下の誕生の時は、家内人数だけで茶々請で川下の祝を一度行い、右の他、四日祝・十日祝と称して度々お祝いを行うことは堅く禁止すべきこと。

附・困窮の者は嫡子であっても家内人数だけで茶々請を以てお祝いすべきこと。

まとめ

近世時代、琉球国には役人の冠服制度があり、この冠服制度に基づき宮古の役人も位階に応じた冠（八巻）^{はちまき}・衣服の着用が規定されていた。

冠は八巻とも称し、細い板を楕円方形に曲げて布をはった冠で、位階に応じて黄色・赤色・青色の冠があった。宮古の三頭（大首里大屋子）^{そうよこめ}・惣横目^{しゅりおわやこ}・首里大屋子は筑登之座敷^{つくどうんざしき}を有して黄色の冠^{ゆんちゅ}、与人も筑登之座敷を有して赤色の冠を着用。目差は青色の冠を着用し、藏元^{わかくてぐ}の若文子^こ・横目筆者^{よこめひしや}は無冠とされた。また、役人の他にも士族で村の為に苦勞した者には、毎年、男の頭数を調査し、5百人に1人の割で、30才以上には青色の冠か赤色の冠・40才以上には筑登之座敷^{んざしき}・50才以上には黄色の冠が授けられた。また、村役やその他の百姓にも、村の為に入精して働き、百姓を励まして食に有り付けさせた者には、25才以上には赤色の冠・35才以上には筑登之座敷^{せとざ}・45才以上には黄色の冠が授けられた。但し、勲功の品（種類・内容）によっては、吟味の上、勢頭座までの位階を授けられることもあった。

衣服規定では、役人は公務中は「夏は紺地^{くんじ}の苧麻布^{ちよまふ}・冬は木綿布^{もめんふ}の衣服」を着用する規定であったが、平日に紺地の衣服を着用すると経費がかかるとの理由で「平日は浅地^{あさじ}・白地^{しろじ}の衣服」を着用し、紺地の衣服は特別な日に着用する規定となり、さらに身分に応じて着用する大帯^{おほおび}や細帯^{かへん}・掛子^{じゆばん}（襦袢）等も細かく規定されていた。

また、人生儀礼では「誕生祝^{かむしも}・川下の祝^{かわしも}・四日祝^{よりにたてい}・十日祝^{じゆくにたてい}」「皿立（三才）の祝^{さらたてい}」「元服の祝^{もとむかひ}」「婚礼の祝^{かむしも}」などの人生儀礼があり、その祝宴を開くに当たっては招待者の数や御馳走・贈り物等の制限、或いは、禁止する等の守達事項が設けられていた。

※参考史料

『琉球由来記』（1713年）『位階定』（1732年）『宮古島諸締帳（抄）』

『沖縄旧慣地方制度』（明治26年）